

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	17	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	17 ）			提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項（事項名）

罹災証明書のオンライン申請において住家被害認定調査に活用できる写真を申請者が撮影しながら添付できるようにマイナポータル機能改善をすること

提案団体

北広島市

制度の所管・関係府省

内閣府、デジタル庁

求める措置の具体的内容

マイナポータルでの罹災証明書の申請フォームにおいて任意で添付を依頼する「住家の被害状況がわかる写真」について、具体的な撮影箇所などを順次に案内し、撮影する仕様（スマートフォンなどの写真撮影機能が起動し、画面上部に「まず住家の外観を4方向から撮影してください」などと文言が表示され、撮影するとその写真を添付でき、撮影箇所を順次に案内し、撮影する仕様）とするなど、市町村の被害認定調査に活用できる写真等を被災者（申請者）が撮影し、かつ、当該写真等を添付することが安易にできるように機能改善をすること。

具体的な支障事例

罹災証明書は、被災者支援の判断材料として幅広く活用されており、迅速な生活再建のためにも、遅滞なく交付されることが極めて重要である。

罹災証明書を交付するためには、その前提となる被害の程度を判定するために、現地調査を基本とする住家被害認定調査を行う必要があるが、被害が甚大な場合には、調査に多数の人員を要することとなるなど、遅滞なく交付するための体制確保が難航する場合もあると考えられる。

そのため、令和4年の提案募集にて、「罹災証明書の交付に必要な住家被害認定調査については、被災者等から提出された写真等の資料等を確認する方法による調査で被害が確認できれば、必ずしも臨場を要することなく、準半壊に至らない（一部損壊）以外の被害の程度についても被害認定することを可能とし、明確化すること等」について提案し、令和5年5月24日府防政第858号内閣府政策統括官（防災担当）通知「令和5年度における被災者支援の適切な実施について」にて、「住家の被害程度の判定の的確性を担保することが可能であれば、航空写真による全壊判定・ドローンを活用した土砂堆積深の確認等、写真・映像により、「準半壊に至らない（一部損壊）」以外の被害の程度についても調査・判定することが可能である」と通知され、明確化された。

その後、令和6年1月13日内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）事務連絡「令和6年能登半島地震に係る罹災証明書の迅速な交付に向けた留意事項等について」にて、「ドローンの写真・映像や、被災者から提供された写真等の有効活用により、現地での被害認定調査を経ることなく被害区分を判定することも可能であることから、こうした簡素化措置を積極的にご活用いただくようお願いいたします。」と連絡されるなど、実運用が促されている。

しかしながら、任意で被災者から提供いただきたい写真等については、被害認定調査の調査項目に沿ったものである必要があるものの、具体的な撮影箇所などの要件等についての効果的な周知や説明等の手法が確立されていないなどの背景等から、提供される写真等が必ずしも、調査、判定に活用できるものではないため、罹災証明書の迅速交付、ひいては、迅速な生活再建に向けて、更なる有効活用を可能とする余地が十分にあると考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

大学の附属機関が主催した住家被害認定調査等に関する一般住民向けの研修等の場のうち、質疑応答や意見交換等の中で、参加者から、「①地方公共団体のみで調査を全て行うのは今後の社会情勢等から勘案しても現実的ではないので、様々な形で地域住民や事業者等との連携を図る必要があるのではないか、②被災者が撮影した写真を市町村が効果的に活用する方法を模索することはできないか、③被災者が市町村の被害認定調査の効率化に資するような形で被害の状況の写真を撮影できるような仕掛け（広報やパンフレットの配布など）はできないか、④自主防災組織やボランティア等の協力を得ることができるような仕組みを作ることはできないか、⑤特に水害時の泥出しや家財の搬出等のボランティアに付随して、被害状況の写真を併せて撮影することが効果的ではないか」等の意見等が寄せられた。

また、被災経験を有しており、かつ、技術職場に勤務している方からは、「調査項目が分からず、判定が示されても妥当な判定かどうか判然としなかったが、写真撮影のポイントが明確になると、調査項目や判定の基準の理解が進み、判定への理解や納得に繋がると考えられることに加えて、橋梁点検でも実用化されているヒビ割れなどの自動検知の技術も取り入れるなどのことはできないか」等の意見等が寄せられた。

加えて、住家等の修繕を担う事業者からは「現状、被害を受けた住家の修繕については、どれだけ公的な支援を受けることができるか確定してから行われる傾向があるため、公的支援の適用前提となる罹災証明書の交付が遅れると、修繕の開始も遅れ、復旧復興が後ろ倒しになる。後ろ倒しになると、平常業務との兼ね合いなどから、工事担当者（職人さん）を集めるのにも苦労することとなり、被災地域全体の復旧・復興に要する時間が長くなる。今後、工事担当者の確保も平時から難しくなるとされている中で、修繕の早期着工が重要と思う」等の意見等が寄せられた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

写真等の更なる有効活用が可能となるなど、現地調査を効率化することによって、罹災証明書が現行よりも更に迅速に交付され、生活再建の更なる迅速化に寄与する。

現地調査の全てを省略できなくとも、複数存する調査項目の一部の調査を省略することや、現地への臨場前に被害の概要を把握することなどによって、調査の効率化が図られる。

調査を省略することができる項目については、被災地への職員派遣のみならず、遠隔地での確認、計算、判定等が可能となる。

罹災証明書に関して、地方公共団体や被災者（申請者）のみならず、自主防災組織やボランティア等の協力を得ることが更に容易になる。

調査項目や判定の基準への理解が進み、罹災証明書の交付時の理解や納得に繋がる。

被害写真等の撮影・保存は、災害救助法に基づく応急修理制度や廃棄物処理法に基づくいわゆる公費解体制度などの活用にあたって、関係府省等から呼びかけがなされていることから、汎用性が高いものと考えられる。

災害時におけるマイナポータルの利用場面が更に増加する。

浸水深の測定値や外壁等のひび割れ等を自動で検知して、それらの情報とともに写真を撮影及び保存する技術も存することから、将来的には、これらのデジタル技術を活用することも考えられるところであり、業務の更なる効率化・高度化に向けた土台となる。

なお、本件提案は、被災者（申請者）からの写真提供を直ちに必須とすることに繋げる意図はなく、現行のとおりに、被災者（申請者）の安全等が確保された環境での撮影が可能であるなどの場合において、任意の条件下で、罹災証明書の申請時等に写真を提供いただいた場合における、当該写真の更なる有効活用に関することが目的である。

根拠法令等

災害対策基本法第 90 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、宮城県、豊橋市、半田市、滋賀県、朝来市、徳島県、松山市、熊本市、特別区長会

○当区においてもマイナポータルを活用した罹災証明のオンライン申請の検討を行っている。紙申請の現在は区ホームページにおいて写真撮影時の注意点などを掲載しているが、マイナポータルからの申請が実現した際には、わざわざ当該ページの注意事項を確認しに行かねばならず、罹災した区民の手間が増えることとなる。マ

イナポータル^①の改修により、申請に足る適切な写真を撮影できるようにするという本提案は区民の利便性向上とともに、区職員の負荷軽減（＝迅速な罹災証明手続の実現）に繋がるものとする。

○今後、オンライン申請が、より便利に分かりやすくなることで、申請者の方が窓口を訪れる負担も、自治体が現場に出向く回数も減少することが期待できる。その分証明書の発行等に時間を割くことができ、業務の効率化と迅速な対応が行える。

○大規模災害が発生した場合、県内、県外からマイナポータルによる申請件数の増加が予想されるため、現地調査の効率化を図る面からも住家被害認定に活用する写真を申請者が撮影添付できるようにマイナポータルの機能改善をすることは必要である。

○平成 28 年熊本地震発生当時、人員が避難所運営に割かれるなどにより、被害認定調査の構築体制に時間を要した。本提案が実現すれば、被害認定調査を省略した罹災証明書の発行を推進することになる。それにより、被害認定調査に要する人員を削減し、当該構築に要する時間を短縮することが可能となり、ひいては被災者の迅速な生活再建につながると考える。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	76	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	76 ）			提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項（事項名）

遠隔での被災自治体の支援を可能とすること

提案団体

徳島県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、神戸市、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、こども家庭庁、デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

災害時における遠隔支援を前提とした市町村の受援計画の作成や全国的な応援スキームの構築ができるような制度設計、具体的なマニュアルの整備等を求める。
また、罹災証明書発行業務等の災害対応業務やニーズの高い経常業務についても、遠隔支援ができるよう、ガバメントクラウドを用いるなど地方公共団体間で共用可能なシステムの設計を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
現在、他自治体から被災自治体への支援については、主として現地派遣によるものである。「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」においては、遠隔地においても処理が可能となる業務等の可能性について検討することが望ましい旨の記載があるが、各自治体の受援計画、情報セキュリティ規定やシステム等において、遠隔支援を行うことが前提となっておらず、実態として実施できていない。

【支障事例】
令和6年能登半島地震においては、道路寸断による交通手段の制限や被災地の受援能力の限界、過酷な環境での業務となるなど、現地での継続的かつ大規模な支援には課題が多い。また、罹災証明書発行業務において、被害認定調査の調査員不足により罹災証明書の作成に着手できないケースもあり、現在のスキームでは、専門人材への業務の偏りや、専門人材の不足が生じている。
なお、クラウド型被災者支援システムにおいては、被災者台帳登録等について遠隔支援が可能な仕様となっているが、個人情報の取扱いに係る整理も必要となっており、全国的に当該システムによる遠隔支援の実績はない。

【支障の解決策】
遠隔支援を前提とした市町村の受援計画作成に当たっての留意点、個人情報の取扱い等を具体的に示す。
また、罹災証明書発行業務等の災害対応業務のほか、市町村のニーズが高く災害時も継続する必要がある経常業務（児童手当、税務、保育所入所管理、選挙事務等）も含め、幅広い業務について円滑に遠隔支援ができる制度設計及びシステム環境整備を行う。
さらに、標準化対象業務のバックヤード業務については、他自治体の支援が可能と思われるため、遠隔支援を前提としたガバメントクラウドのシステム設計を検討いただきたい。
なお、遠隔での支援体制構築に当たり、自治体が個別に環境整備を進めた場合には、トータルコストの増大や、連携に支障が出るのが危惧されるため、統一的なルールやシステムの整備を求めるものである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

被災地の事務作業の遠隔支援が可能となることで、現地職員の負担が軽減されるとともに、専門的知見を要する作業に携わる人材の効果的な配置が可能となり、迅速な災害復興に繋げることができる。

根拠法令等

災害対策基本法第 67 条、第 68 条、第 74 条、第 74 条の 2、地方自治法第 252 条の 2、第 252 条の 17、市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き、大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き、応急対策職員派遣制度に関する要綱、応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、高崎市、川崎市、和歌山県、安来市、熊本市、鹿児島市

○地方公共団体間で共用可能なシステムの構築により人材派遣の負担軽減が図られることから賛同する。
○被災自治体への支援に入った際に、石川県が導入した住家被害認定調査に係るシステムが、受援自治体にも導入されており、調査の効率化と現場での時間短縮に役立った。一方で、帰庁後の登録データの精査業務が多大な負担になっていた。従って、調査業務と遠隔による登録データの精査業務を並行化が実現すれば罹災証明書発行の迅速化に繋がることから、個人情報の取扱いに係る法整備やシステム導入に係る補助制度など包括的な整備を求めるものである。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	94	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	94 ）			提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項（事項名）

災害対応機関の迅速かつ的確な意思決定を支援する、標準化した防災情報システムの構築

提案団体

兵庫県、三重県、大阪府

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

各自治体の防災システムの現状・課題・取組を把握したうえで、収集データの統一と一元管理及びいずれの機関からも入力可能かつ重複入力が生じない簡易入力インターフェースを備えるなど、標準化した防災情報システムを構築すること。

具体的な支障事例

防災情報システムの整備等は、システムの標準化が図られていないため、各自治体が独自に取り組まざるを得ない状況が続いている一方で、各自治体単独でのシステム構築・更新への対応は、システムの構築に関わる職員の数や知識・経験不足等の面からも限界に近づいている。

また、標準化されていない弊害として、広域応援時のシステム活用が困難な点も挙げられる。大規模災害時に内閣府が派遣するISUT（災害時情報集約支援チーム）が作成・提供しているISUTサイトの情報は有益である一方、ISUTしか入力できないことから、令和6年能登半島地震において当県が行ったりエゾン派遣や避難所支援等の後方支援から得た情報について、広域応援を行う災害対応機関（指定行政機関、地方公共団体、災害対策基本法に基づく指定公共機関）での共有が行えず、後方支援を行う現場からも入力可能なシステムの必要性を実感したところである。

さらに、災害時には、各地方自治体の防災システムではLアラートやSIP4Dを通じて避難所開設情報等を国に報告しているが、物資調達・輸送調整等支援システムが後発の独立したシステムであること等から、当該システムでも避難所開設情報等の登録が必要という二重の登録作業が発生している。加えて、「クラウド型被災者支援システム」についても、他システムと避難所情報がデータ連携されておらず、入力作業の重複が発生しているほか、「全国共通避難所・避難場所ID」の運用管理が国土地理院での一部利用に留まっており、避難所情報の重複入力解消に活用されていない。また、「全国共通避難所・避難場所ID」は指定避難所や指定緊急避難場所の情報は突合できるものの、自主避難所等の運用は想定していない。そのため、入力業務等の負担増大により、特に基礎自治体において報告遅延や住民避難など本来業務への支障が生じている。

なお、次期総合防災情報システムについては、現時点で地方自治体に示されている具体的情報が少ない状況であるが、システムの標準化は含まれていないことから上記の支障は解消しないと考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

標準化した防災情報システムが構築されることで、各自治体等の格差が縮まり、次期総合防災情報システムの

有用な情報を利用することが可能となるとともに、接続する全てのシステム間の情報連携の徹底等による重複入力の解消・負担軽減により、防災体制の一層の充実・強化が実現する。

根拠法令等

災害対策基本法第 53 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、千葉県、相模原市、滋賀県、奈良県、和歌山県、徳島県、熊本市

○標準化した防災情報システムが構築されることで重複入力の解消・負担軽減により、事務の簡素化が図られる。

○現状、被害状況等について、市から県へシステム連携し報告しているが、市と県の各システムが標準化されていないため、システム連携関係の改修に多くのコストを要している。

○近年、多くの基礎自治体で防災情報システムの導入が進んでおり、避難情報の発令や避難所運営、被害情報の把握等の災害進捗管理のために活用している一方で、都道府県への被害報告のために二重入力求められる事例が生じている。

基礎自治体のシステムで災害情報管理を行いつつ、都道府県への報告のために都道府県防災システムへ入力を求められることは、迅速な災害対応の大きな妨げとなることから、提案にある「収集データの統一と一元管理をはじめとした標準化した防災情報システムの構築」が必要だと考える。特に、災害時に住民と直接向かい合い、きめ細やかな対応が求められる基礎自治体にとって使いやすいシステムを優先すること、及び都道府県防災システムとのオンライン接続は必要不可欠だと考えられる。こうした課題を解決するためにも、全国的なシステム標準化が望まれる。なお、こうした取組は、大規模災害時の広域連携・応援時においても、応援職員が迷いなく活用することが可能となり、より効果的な災害対応に資すると考える。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	154	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	154 ）			提案分野	06_環境・衛生

提案事項（事項名）

原子力災害対策特別措置法に基づいて指示されている野生鳥獣肉の出荷制限の見直し

提案団体

岩手県、紫波町、岩泉町、野田村、宮城県、福島県、岩手県市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省、農林水産省、環境省

求める措置の具体的内容

野生鳥獣肉の出荷制限について、ガイドライン（検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方）に定める解除基準の見直し（検査方法を簡便にする等の要件の緩和、市町村単位での解除基準の明確化等）を行うことを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】
シカの行動範囲は数キロメートルであり、規制は必要最小限のものであるべきところ、出荷制限の解除対象の区域は県単位を原則としている。ただし、一部の地域で解除条件（※）を満たし、当該地域で捕獲された個体のみが出荷されるよう管理可能な場合は、市町村単位で解除することができる。
（※）野生鳥獣の移動性、個体差、季節変動、捕獲期間等を考慮して十分な検体数を確保しつつ検査を実施し、その結果が安定して基準値を下回っていること。
【支障事例】
当県における基準超過の発生は県南部の一部市町村に限られているため、基準を下回る地域では市町村単位での解除も可能と見込まれるが、十分な検体数と認められる野生鳥獣種別ごとの考え方等、解除条件の基準が不明確であり、申請に向けた具体的な検討や体制整備に着手できない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

【捕獲個体の処理について】
令和5年度は3市町及び岩手県町村会等から野生鳥獣捕獲個体の処理に関し、出荷制限に伴い捕獲個体の処理は埋却が中心で、埋却場所の確保に苦慮しているとして、ジビエ利用をはじめとする出口対策に必要な支援を行うよう要望を受けている。
焼却も可能だが、処理施設の仕様に合わせてシカ等を解体する必要がある場合が多く、捕獲従事者の負担となっている。
【地域振興について】
環境省及び農林水産省がシカの個体数半減の目標を掲げており、当県としても捕獲の強化を進めるべき状況だが、出荷制限がジビエ活用による地域振興を阻害しているほか、有害鳥獣捕獲のインセンティブを減殺している。現在複数の市町村からシカ肉の活用について相談を受けている。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村単位等での出荷制限の解除申請が促進され、実態に即した出荷制限となる。

市町村単位等で出荷制限が解除されると、ジビエ活用による地域振興が進むほか、有害鳥獣の捕獲促進も期待される。

根拠法令等

原子力災害対策特別措置法第 20 条第2項

原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」IV2解除対象の区域

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	164	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	164 ）			提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項（事項名）

災害時において課税情報が利用できる事務の対象拡大

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

災害時に課税情報を利用する場合には、本人同意がなくとも利用できることを前提とし、合わせて課税情報が利用できる対象に、罹災証明書の交付、被災者台帳の作成及び応急危険度判定を加えることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

令和5年6月の災害対策基本法の改正により、住家の被害認定（以下「被害認定」という。）調査に必要な限度で課税情報の利用が可能となったが、『令和5年6月16日府政防第2768号 被災者の住家に関する情報の内部利用について』の「1.内部で利用できる情報について」では、課税情報の利用は、被害認定調査に限りかつ所有者の同意を得ることを前提とし、また「3.把握した情報の活用」では、被害認定担当部局以外への課税情報提供を不可としている。

【支障事例】

令和6年能登半島地震では、被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）の情報（写真や傾斜測定結果など）を用いて住家被害認定調査を行ったことで被害認定調査の迅速化が図られた事例があった。その一方、応急危険度判定に課税情報が利用できないため、被害認定調査との情報連携を人力で行わざるを得ず、罹災証明書交付の迅速化には十分な効果が得られなかったとのことである。

また、既出通知では、課税情報の利用にあたっては所有者の同意を得ることを前提としており、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き（令和5年3月内閣府（防災担当）」で示される調査対象地域の設定方法である全棟調査等、申請書の提出を待たずに被害認定調査を行うこととした場合には、固定資産台帳等の情報の利用が実質的に困難となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ① 応急危険度判定のより精緻で実効性のある事前計画の作成及び発災後の円滑な判定ができる。
- ② 応急危険度判定と被害認定調査が『固定資産税の家屋の課税番号』で管理可能となり、各調査の管理及び連携が円滑化され、罹災証明書交付の迅速化が可能となる。
- ③ 各調査の管理及び連携に要していた被災自治体の負担が軽減する。

根拠法令等

災害対策基本法

被災者の住家に関する情報の内部利用等について(令和5年6月16日府政防第2768号内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当))

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、蔵王町、大田原市、高崎市、木更津市、川崎市、長野県、斑鳩町、安来市、高松市、福岡市

○【現行制度の課題認識】

「R5.6.16 府政防第2768号 被災者の住家に関する情報の内部利用について」において、課税情報の利用は所有者の同意を得ることを前提としている点について、「所有者の同意がない場合の取扱については、個別具体の状況に応じ、事案の重要性や緊急性、代替手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較衡量を慎重に行った上で」判断すべきとされているところ、地方税法第22条の守秘義務に抵触しないことを各自治体で判断することは困難と考えられる。

また、同通知において、被害認定調査担当部局以外への課税情報提供を不可としている点について、被害認定調査の情報や結果は、被災者台帳に建物情報等が記録されることで、当該情報を災害対策基本法第90条の4第1項第2号に基づき市町村の内部で利用する場合でも、被害認定調査担当部局以外への情報提供することにつながるため、その是非が問題となる。

【具体的な支障事例】

同意について：被害認定調査及び罹災証明書の交付申請については、被害認定調査は交付申請前に着手が可能であること、また、交付申請は必ずしも書面でされる必要はなく避難先の自治体等から電話やメールその他の方法により行われることがあること等を加味すると、本人同意を得る機会を作ることが困難である。

課税情報の提供先について：被災者台帳を所管する所管から被害認定調査担当部局以外の所管へ被災者台帳を提供することは課税情報の提供に当たらないか疑義がある。また、消防組織法第31条及び地方自治法第252条の14による消防事務委託制度により他自治体の消防本部に消防業務を委託している場合、本人同意や災害対策基本法施行規則第8条の6第2項の申請がないまま、災害対策基本法第90条の4第1項第3号に基づき、他自治体の消防へ被災者台帳を提供することが課税情報の提供に当たらないか疑義がある。

○発災後の応急危険度判定と被害認定調査の管理及び連携が円滑化され、罹災証明書交付の迅速化に資するとともに、被災自治体の負担軽減につながると考えられるものの、制度改正の必要性については検討を要する考える。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	205	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	205）			提案分野	12_その他

提案事項（事項名）

県予算を経由しない補助金等の市町村等への交付事務の見直し

提案団体

広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、こども家庭庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

以下の2点について、補助金等に係る法定受託事務の見直しを求める。

- ①「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項に基づき、国の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。
- ②「会計法」第48条第1項に基づき、国の歳入等に関する事務を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【①補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律について】

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項に基づく県予算を経由しない補助金等の市町村等への交付事務については、デジタル化の進展や公印省略による紙文書送付の廃止等を踏まれば、国において直接実施が可能であり、また、補正指示や質疑対応を含めて、外部委託なども含めて必要な執行体制を国において構築することが、安定的かつ即時的な事務の実施に必要不可欠と考える。

また、市町村等の事業執行に当たり、都道府県を介して命令や質疑応答を行うことは効率性及び即時性に欠ける。

特に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などのように緊急対応を要する事業については、国民の生命身体を守る上で必要不可欠な事務であるにもかかわらず、安定的な実施体制を確保できないというリスクが常に生じていることから、「円滑な執行の確保」が図られるよう、一義的には国の責任において対応すべきである。

当県では、平成の大合併により86市町村から23市町に削減している。このように市町村の数も減少していることから、都道府県へ事務を分散させずとも、国において直接実施が可能と考える。

【②会計法について】

会計法に基づく事務は、①に付随する事務であり、併せて国において直接実施すべきと考える。

なお、官庁会計システム（ADAMS）により、補助金等業務に関係して都道府県が実施している事務は、現地において実施することそのものに意味のあるものではないため、同様に国において実施すべきと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国と市町村等との間で、都道府県を介することなく実施することで事務の効率化が図られる。

いわゆる補助金等の交付事務に関連して、国から都道府県に対して市町村等への調査や取りまとめなども行うこととなっているが、国において直接実施されることにより、これまで都道府県職員が当該事務に充てていた時間が削減される。(時間外勤務の縮減につながる。)

これにより、本来都道府県が強化すべき、政策的な事業・業務に人役を充てることができる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条第 2 項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 17 条、会計法第 48 条第 1 項、予算決算及び会計令第 140 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、函館市、大田原市、山梨県、大阪府、福岡県、熊本市

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、支払事務や繰越事務等の業務が膨大であるだけでなく、国からの極端に短い期限の照会への対応などにより、交付金以外の業務への対応が困難な状況が続いている。

特に年度末や年度初めに至っては、担当者が異動になることもあり、交付金以外の事務について対応ができない状況となっている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	217	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	217 ）			提案分野	12_その他

提案事項（事項名）

災害支援に係る財産処分承認手続きの簡略化

提案団体

沖縄県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号、（以下「法」という。））第 22 条に基づき、各府省庁の承認を要している取得財産の財産処分（目的外使用を含む）について、災害時の被災地支援として行うものについては、一括承認を可能にする等事務手続きの簡略化を求める。

具体的な支障事例

【支障事例・現行制度】
令和6年1月の能登半島地震に際して、被災地支援の一環（給水支援）として、沖縄振興特別推進交付金を活用して取得した機器を被災地に派遣することを検討していた。
補助金交付時の補助目的とは異なる使用方法であったことから、内閣府に相談したところ、法第 22 条の規定に基づき定められた「内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について」（平成 20 年5月 27 日府会第 393 号）による承認申請手続きを要するとのことであった。
結果として、現地ニーズとの関係から実際の機器派遣には至らなかったものの、災害対応の場面にあっても、逐一手続きを要し、支援が遅延しうる状況であることが判明した。

【制度改正の必要性】
被災地支援に当たっては一刻も早い対応が求められるところ、法の規定により個別の財産について目的外使用の承認が必要であることから、被災地のニーズに即した速やかな支援が困難である。

【支障の解決策】
迅速な被災地支援を可能とするため、災害時対応等緊急事態の場合には、個別の財産について目的外使用の事前承認が必要とされているところを、事務手続きを簡略化（事後承認や財産処分の一括承認を可能とする、添付書類の簡略化等）することが考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

補助事業により取得した財産を含めて、地方公共団体が所有する財産を活用した柔軟かつ速やかな被災地支援が可能となる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条、内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について(平成 20 年5月 27 日府会第 393 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、花巻市、大田原市、長野県、高知県

○迅速な対応が求められる被災地派遣については、事務手続きの簡略化、省略ないし発災前から予め承認を受けておく等を可能とすることが望ましいと考える。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	274	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	274 ）			提案分野	12_その他

提案事項（事項名）

デジタル田園都市国家構想交付金における軽微変更に係る報告の廃止

提案団体

福岡県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、デジタル庁

求める措置の具体的内容

軽微変更に係る変更は報告不要とすること。上記対応が困難な場合は、地方創生推進タイプ等と同様に軽微変更のみ市町村から国に直接報告させる等、都道府県の事務負担を軽減すること。

具体的な支障事例

国の令和4年度第2次補正予算デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）において、当県では県事業9件、市町村事業 70 件の採択を受けた。
現在、変更交付決定通知を受けない軽微な変更についても手続き（事務局への事前相談及び報告）が必要となっており、また、市町村事業の手続きは、都道府県がとりまとめて行うこととなっていることから、とりまとめに係る市町村からの問合せ対応等の作業が多く発生している。
なお、昨年度は、具体的に以下の作業が発生した。
・5月～11 月まで随時軽微変更を受付
・6月、9月、11 月の通常変更期間に、通常変更に関する案内と併せて、軽微変更についても周知
・57 件の事前相談をとりまとめ、国へ提出
・3日程度で国から回答があり、市町村等と調整の上、48 件の軽微変更を提出（うち通常変更となった件数は0件）
・原則変更申請に関する問合せはメールで行うよう依頼しているが、電話で問合せがくることも多い（45 件）
また、市町村からも軽微変更の手続きは不要ではないかとの声が毎年上がっている。
年々申請件数も増加傾向にあることから、今後更に作業量が増加することが予想される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県及び市町村の事務負担が軽減され、より効率的な事業実施が可能となる。

根拠法令等

デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）交付要綱
令和4年度第2次補正予算 デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ（TYPE1/2/3 等）の変更交付申請について（令和5年9月 29 日付け内閣府地方創生推進室、デジタル庁事務連絡）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、千葉県、津島市、兵庫県、西宮市、徳島県、熊本市、宮崎県

○昨年度のデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）において、当県では 27 市町村、54 事業の採択を受け、その内軽微変更が 26 件、通常変更が 3 件あった。

当県でも軽微変更についての周知、受付及びとりまとめ、市町村からの問合せ対応等の作業が多く発生し、負担となっている。

また、今年度は 33 市町村、80 事業が採択され、今後も申請数の増加が見込まれており、更なる作業量の増加が懸念される。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	277	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	277 ）			提案分野	12_その他

提案事項（事項名）

『地方自治月報』、『地方からの提案等に関する対応方針』、『水循環施策』、『河川管理統計』の紙媒体冊子の送付廃止

提案団体

鹿児島県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

『地方自治月報』、『地方からの提案等に関する対応方針』、『水循環施策』、『河川管理統計』の紙媒体冊子送付を廃止し、国の推進するオープンデータサイトに登録し、自治体へは登録した旨を通知することとしていただきたい。

具体的な支障事例

『地方自治月報』の調査結果については 1000 ページ弱の冊子を読覧、必要とする情報を検索することは難しく、必要な際は総務省のホームページで公表されているデータを検索するため、冊子自体の利用は限られている。内閣府の『地方からの提案等に関する対応方針』、国土交通省の『水循環施策』、『河川管理統計』についても同様。

また、国からの情報提供を庁内及び管内市町村へ展開する際や情報検索等はホームページにおける公表資料やメールで情報提供いただく電子データを活用しているため、冊子を活用する機会はほとんどなく、かえって保管場所の確保や古くなった資料の廃棄等に負担が生じている。

さらに、環境負荷低減の観点からも、紙での冊子送付は時勢に沿わないものと考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

各自治体への照会等の結果を集約した『地方自治月報』、『地方からの提案等に関する対応方針』、『水循環施策』、『河川管理統計』は行政事務の効率化等における参考資料として重要であり、データベースとして検索や加工利用ができるよう媒体を変更していただくことで、行政事務の効率化の際に有用な資料として期待できる。また、紙媒体の場合に必要な書棚等物理的なスペース確保が不要となり執務環境の改善が図られるほか、廃棄の際に必要なコスト及び労力の削減も見込まれる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、さいたま市、長野県、高松市、熊本市、宮崎県

○『地方自治月報』について、庁内での紙媒体での活用は確認できず、総務省ホームページに掲載されているデータで十分活用できる。

○当市においても内閣府の『地方からの提案等に関する対応方針』の冊子を送付いただいているが、活用する機会はあまりなく、関係課への周知は電子データを活用して行っているため、電子データの共有のみで足りている状況である。

○『地方自治月報』について、当県においても、当該冊子の利用機会は限られており、必要があれば総務省のホームページを閲覧している。保管場所に苦慮している点についても、提案団体と同様である。また、県内政令指定都市及び中核市に配布しているが、冊子の送付を廃止することになれば、県職員だけでなく市職員の負担軽減にもつながり、効果は大きいものとする。